

入札説明書

宮崎県が行う下記の業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 一般競争入札に付する事項

えびの高原（硫黄山）周辺の硫化水素及び二酸化硫黄測定業務委託

2 一般競争入札参加に関する事項

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「物品要綱」という。）第2条に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）の「U-04（調査・研究・検査）」に関する業種のものであること。
- (3) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、物品要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

3 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間

令和2年3月26日（木）から3月30日（月）まで

(2) 場所

宮崎県危機管理局 危機管理課 危機管理担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
電話：0985-26-7618 ファクシミリ：0985-26-7304

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札に参加する者は、別記様式第1号による入札書（以下「入札書」という。）を持参し、提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の場所及び日時
 - ア 場所 宮崎県庁1号館4階 災害対策本部会議室
 - イ 日時 令和2年3月31日（火）午前10時00分
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別記様式第2号による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (8) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (9) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。再度入札は1回とする。
- (10) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法第167条の2第1項第8号の規定により最低額の入札者と随意契約を行う。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約保証金については、宮崎県財務規則第101条の規定による。

6 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

7 落札者の決定方法

宮崎県財務規則第122条の規定に基づき作成された予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格確認申請（様式第3号）に基づき、資格審査を行い、落札者を決定する。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。